

九州大学伊都診療所規則

平成30年度九大規則第51号
制 定：平成30年12月26日
最終改正：平成31年 3月29日
(平成30年度九大規則第69号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）
第16条の2第2項の規定に基づき、伊都診療所（以下「診療所」という。）の内部組織そ
の他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 診療所は、一次医療機関として、学生及び教職員並びに地域住民の健康維持の役割
を担い、患者の診療を行うことを目的とする。

(所長等)

第3条 学則第26条の3の規定により、診療所に所長を置く。

- 2 診療所に、副所長を置くことができる。
- 3 副所長は、本学の教員のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 4 副所長は、所長を補佐し、所長が不在のときはその職務を代行する。

(診療科)

第4条 診療所に、次に掲げる診療科（以下「科」という。）を置く。

- (1) 内科
- (2) 精神科

(診療)

第5条 各科の診療は、医師であり、かつ、診療所の教員又はキャンパスライフ・健康支援
センターの教員である者が従事するものとする。

- 2 前項に掲げるもののほか、診療に関し特に必要と所長が認める者は、所長が定めるところにより診療に従事させることができる。

(診療所運営委員会)

第6条 診療所に、重要な事項を審議するため、診療所運営委員会を置く。

- 2 診療所運営委員会の組織、議事の手続その他必要な事項については、所長が別に定める。

(事務)

第7条 診療所に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部環境安全管理課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、診療所の管理及び運営に関し必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第69号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。